

## 基準適合通知書（表示マーク） の交付式が行われました

10月1日(水)標茶消防署において基準適合通知書（表示マーク）（以下「表示マーク」という）の交付式が行われました。

今回はハイゼルグラスマナーから交付申請があり、審査の結果、表示マークを交付しました。

本制度は、ホテル・旅館などの施設が防火・防災管理体制が一定の基準に適合していれば表示マークを掲出し利用者などに防火安全であることをお知らせすることができます。ホテル・旅館などの関係者からの申請に基づき消防機関

が審査した結果、表示基準に適合していると認められた建物に対して表示マークを交付するものです。

今後、交付状況を標茶消防署ホームページに掲載していきます。



基準適合通知書（表示マーク）の交付を受けた株式会社スカイファーム代表取締役 山崎孝詞氏（写真右）

# 消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

## 標茶消防団による防火訪問

標茶消防団・署では家庭からの火災を未然に防ぐため、下記の地域で防火訪問を実施します。ストーブなどの暖房機器やガスコンロなどの点検のほか、住宅用火災警報器が設置されているご家庭には不正販売防止のための設置済ステッカーを配布します。各地域の消防団が一般住宅の防火訪問に伺いますので、ご協力をお願いします。

### ■防火点検の日程

- ◆虹別地区一般住宅  
標茶消防団第5分団／11月1日(土)
  - ◆茶安別地区一般住宅  
標茶消防団茶安別消防部／11月5日(水)
  - ◆阿歴内地区一般住宅  
標茶消防団阿歴内消防部／11月7日(金)
  - ◆塘路地区一般住宅  
標茶消防団第4分団／11月9日(日)
  - ◆標茶市街を除く町内一円の単身高齢者宅  
標茶消防団女性部／11月17日(月)～21日(金)
- ※防火点検は強要ではありませんので、不都合があれば訪問の際に申し出ください。

## 健全化判断比率および資金不足比率公表について

平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、都道府県、市町村および特別区は毎年度、決算に基づき健全化判断比率を算定することとなりました。

また、地方公営企業を経営する地方公共団体の長は、同様に資金不足比率を算定します。

これらの比率は、監査委員の審査を受けた上で、その意見を付けて議会へ報告し、皆さんに公表することとなりました。

以下、平成25年度決算に基づく本町の健全化判断比率および公営企業における資金不足比率を次のとおり公表します。

### 1、健全化判断比率

区分	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	(注1) -%	14.28%	20.0%
連結実質赤字比率	(注1) -%	19.28%	30.0%
実質公債費比率	11.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	47.1%	350.0%	

### 2、資金不足比率

会計名	比率	経営健全化基準	財政再生基準
病院事業会計	(注2) -%	20.0%	
上水道事業会計	(注2) -%		
下水道事業特別会計	(注2) -%		

(注1) 赤字が発生していないため「-」と表示しています。

(注2) 資金不足が発生していないため「-」と表示しています。

# お済みですか？消費税の提出

## 1、新たに課税事業者になる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、「消費税課税事業者届出書」（基準期間用）を釧路税務署長に提出してください。

### ●平成27年分にて課税事業者となる方

基準期間の課税売上高が1千万円を超える方が該当します。

「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。したがって、平成25年分の課税売上高が1千万円を超えている方は、平成27年分の消費税の課税事業者に該当します。

また、平成25年分の課税売上高が1千万円以下でも、平成26年1月1日から6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1千万円を超えている場合は、平成27年分は消費税の課税事業者に該当し、釧路税務署長に「消費税課税事業者届出書」（特定期間用）を提出してください。

## 2、簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5千万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。平成27年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成26年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を釧路税務署長に提出してください。

### ●簡易課税制度とは

課税期間における課税売り上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入れ率」を掛けて計算した金額を課税仕入れなどに係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

なお、簡易課税制度を選択した方は、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続した後でなければ選択を止めることはできません。選択を止める場合は、止めようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を釧路税務署長に提出してください。

### ●注意事項

- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- 一般課税で申告する方（簡易課税制度の適用を受けない方）は、課税仕入れなどの事実を記録した帳簿および請求書などの両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。

※消費税の届出書や、帳簿の記載方法などについて詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。電話相談センターを利用してください。電話相談センターの利用は、釧路税務署（☎0154-31-5100）に電話して、自動音声から番号「1」番を選択してください。

※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」などの各種届出書はe-Taxでも提出できます。e-Taxホームページ（[www.e-Tax.nta.go.jp](http://www.e-Tax.nta.go.jp)）で確認してください。

## インターネットで申告！エルタックスのご利用

エルタックスは、北海道の「法人道民税・法人事業税及び地方法人特別税」、市町村の「法人市町村民税・固定資産税（償却資産）」の申告や申請・届出に利用できます。

窓口に出かけずに、ご自宅やオフィスのパソコンから簡単・便利に申告することができますので、ぜひ「エルタックス（eLTAX）」による電子申告をご利用ください。

エルタックスの詳細な内容は、ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

- 問い合わせ／札幌道税事務所税務管理部  
(☎011-281-7834)
- 釧路総合振興局事業税間税係  
(☎0154-43-9161)

## 税を考える週間

税務署では、例年、11月11～17日までを『税を考える週間』と定め、各種広報・広聴活動を行っています。平成26年度は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割や国税庁のICT化・国際化に対する取り組みを紹介します。

- 国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）  
e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）
- 問い合わせ／釧路税務署  
(☎0154-31-5100)